○内閣府告示第千百六十八号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第五十六条第一項の規定に基づき、総合特別区域法第五十六条第一項に規定する指定金融機関を指定した件（平成二十五年十二月二十七日内閣府告示第三百五号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年十二月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

二中「徳島県徳島市富田浜一丁目十六番地」を「徳島県徳島市富田浜一丁目四十一番地」に改める。

○厚生労働省告示第四百十二号

確定給付企業年金法施行規則（平成十四年厚生労働省令第二十二号）第四十三条第一項の規定に基づき、確定給付企業年金法施行規則第四十三条第一項に規定する通常の予測を超えて財政の安定が損なわれる危険に対応する額の算定方法を次のように定め、平成二十九年一月一日から適用する。

平成二十八年十二月十四日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

確定給付企業年金法施行規則第四十三条第一項に規定する通常の予測を超えて財政の安定が損なわれる危険に対応する額の算定方法

（定義）

第一条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　法　確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）をいう。

二　令　確定給付企業年金法施行令（平成十三年政令第四百二十四号）をいう。

三　規則　確定給付企業年金法施行規則（平成十四年厚生労働省令第二十二号）をいう。

四　財政悪化リスク相当額　規則第四十三条第一項に規定する通常の予測を超えて財政の安定が損なわれる危険に対応する額をいう。

五　リスク分担型企業年金　規則第一条第三号に規定するリスク分担型企業年金をいう。

六　積立金　法第五十九条に規定する積立金をいう。

七　リスク算定用資産構成割合　規則第八十四条第一項第一号の資産の構成割合に基づき、別表の上欄に掲げる資産及び別表の上欄に掲げる資産以外の資産の構成割合を合理的に定めた場合における当該構成割合をいう。

八　事業主等　法第二十九条第一項に規定する事業主等をいう。

九　基礎率　規則第四十三条第一項に規定する基礎率をいう。

十　予定利率　規則第四十三条第二項第一号に規定する予定利率をいう。

十一　定常状態　基礎率に基づき将来にわたって積立金の額を算定した場合において、当該積立金の額が変化しない状態に至るときの当該変化しない状態をいう。

（財政悪化リスク相当額の算定方法）

第二条　財政悪化リスク相当額は、次の各号に掲げる確定給付企業年金の区分に応じ、当該各号に定めるところにより算定した額とする。

一　リスク分担型企業年金でない確定給付企業年金　積立金の資産のうちの別表の上欄に掲げる資産の額に、それぞれ同表の下欄に定める率を乗じて得た額の合計額に、積立金の額（積立金の額が通常予測給付額（規則第四条第三項に規定する通常予測給付額をいう。以下同じ。）の現価に相当する額を上回る場合は、当該通常予測給付額の現価に相当する額）を同表の上欄に掲げる資産の額の合計額で除して得た率を乗じた額

二　リスク分担型企業年金　次のイ及びロに掲げる額の合計額

イ　次の(1)に掲げる額に(2)に掲げる率を乗じて得た額

(1)　定常状態における積立金の額の予想額に別表の上欄に掲げる資産以外の資産を除く同表の上欄に掲げる資産ごとのリスク算定用資産構成割合を乗じて得た額を別表の上欄に掲げる資産の額とみなし、当該みなした額に、それぞれ同表の下欄に定める率を乗じて得た額の合計額

(2)　定常状態における積立金の額の予想額を(1)の別表の上欄に掲げる資産の額とみなした額で除して得た率

ロ　次の(1)に掲げる額から(2)に掲げる額を控除した額（当該額が零を下回る場合は、零とする。）

(1)　予定利率が一・〇パーセント低下したとした場合の定常状態における調整前給付額（規則第二十五条第四号に規定する調整前給付額をいう。）の通常の予測に基づく予想額の現価に相当する額（次条第五項第一号において「調整前給付現価相当額」という。）の増加額（一・〇パーセント低下したとした場合の予定利率が規則第四十三条第二項第一号ただし書の率を下回る場合は、当該率を予定利率とみなして算定したことにより増加する額とする。(2)において同じ。）

(2)　予定利率が一・〇パーセント低下したとした場合の定常状態におけるリスク分担型企業年金掛金額（規則第四十五条第四項に規定するリスク分担型企業年金掛金額をいう。以下同じ。）の予想額の現価に相当する額の増加額

（特別算定方法の承認）

第三条　次の各号のいずれかに該当する確定給付企業年金を実施する事業主等は、前条の規定にかかわらず、厚生労働大臣の承認を受けて、自ら定めるところにより、財政悪化リスク相当額を算定しなければならない。

一　積立金の資産に占める別表の上欄に掲げる資産以外の資産の割合が二十パーセント以上である確定給付企業年金（リスク分担型企業年金を除く。）

二　リスク算定用資産構成割合において、別表の上欄に掲げる資産以外の資産の構成割合が十パーセント以上であるリスク分担型企業年金

三　法第九十七条第一項の規定に基づき、年金数理人（同条第二項に規定する年金数理人をいう。第六条において同じ。）から法第九十七条第一項の年金数理に関する業務に係る書類に予定利率以外の基礎率の変動を勘案すべき旨の所見が付されたリスク分担型企業年金

2　前項に規定する事業主等以外の事業主等は、前条の規定にかかわらず、厚生労働大臣の承認を受けて、自ら定めるところにより、財政悪化リスク相当額を算定することができる。

3　前二項の承認（以下この条及び次条において「特別算定承認」と総称する。）を受けようとする事業主等は、財政悪化リスク相当額の算定方法の概要を記載した申請書を厚生労働大臣に提出して、特別算定承認の申請をするものとする。

4　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一　理由書

二　当該算定方法の使用を開始しようとする日の属する事業年度の前事業年度（前項の申請書の提出時において前事業年度の決算が行われていない場合にあっては、前々事業年度）において、当該算定方法により財政悪化リスク相当額を予備的に計算した結果を示す書類

三　前二号に掲げるもののほか、特別算定承認に当たって必要な書類

5　厚生労働大臣は、特別算定承認の申請があった場合において、その申請に係る算定方法が次に掲げる要件に該当すると認めるときは、特別算定承認をするものとする。

一　財政悪化リスク相当額を、通常予測給付額の現価に相当する額（リスク分担型企業年金の場合にあっては、調整前給付現価相当額）から掛金の額（規則第四十五条第二項に規定する標準掛金額と規則第四十六条第一項に規定する特別掛金額を合算した額又はリスク分担型企業年金掛金額をいう。）の予想額の現価に相当する額と積立金の額を合算した額を控除した額の二十年に一回の頻度で発生すると予想される最大額とするものであること。

○内閣府告示第千百六十九号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第五十六条第一項の規定に基づき、総合特別区域法第五十六条第一項に規定する指定金融機関を指定した件（平成二十六年九月十二日内閣府告示第二百五十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年十二月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

二中「徳島県徳島市富田浜一丁目十六番地」を「徳島県徳島市富田浜一丁目四十一番地」に改める。